

愛知地方最低賃金審議会 第1回検討小委員会議事録

令和2年7月13日(月)

午後1時30分～2時40分

名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

出席(公益代表委員) 池田委員長、服部委員長代理、中山(徳)委員、中山(恵)委員、
小野木委員
(労働者代表委員) 木戸委員、重田委員、中塚委員
(使用者代表委員) 梶原委員、澁谷委員、太箸委員
(事務局) 岡田労働基準部長、浅井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
村瀬課長補佐、吉田賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬課長補佐

ただ今より「愛知地方最低賃金審議会 第1回検討小委員会」を開催します。本日の委員の出席状況は全員出席です。

本日の資料として、会議次第とセットにした資料の他に、中央最低賃金審議会にて配布された資料2部(主要統計資料と第2回目安に関する小委員会配布資料)を配布していますので審議の参考にしてください。

先日、7月1日に開催された第495回本審におきまして、検討小委員会の委員11名が指名されました。お手元の資料資料No.1に委員名簿を付けていますので、名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

なお、検討小委員会委員長及び委員長代理につきましては、先日の本審で公益代表委員による打合せの結果、委員長が池田委員、委員長代理が服部委員と御報告をいただいております。

それでは、ここで、池田委員長に御挨拶をお願いいたします。

池田委員長

検討小委員会の委員長を務めます池田と申します。昨年から久々に復帰していますけれども、この小委員会では、最低賃金の分野で、なかなかこういう時期に審議を始めるのは難しいのですが、皆様の忌憚のない御意見を聞いていただき、円滑な審議に努めたいと思います。よろしく申し上げます。

村瀬課長補佐

ここからの議事進行を池田委員長にお願いします。

池田委員長

進めさせていただきます。よろしく御協力願います。本日の議事録の署名者について、労働者側は中塚委員、使用者側は梶原委員にお願いします。

(中塚委員、梶原委員 了承)

池田委員長

本委員会の公開について、御意見を伺います。これまで検討小委員会は、特賃の必要性にかか
る率直な意見交換をするために、非公開としています。

本年度の取り扱いについて御意見を伺います。労働者側いかがですか。

木戸委員

例年どおり非公開で構わないです。

池田委員長

使用者側いかがですか。

梶原委員

例年どおり非公開でよろしいかと思ます。

池田委員長

それでは、本検討小委員会は、非公開といたします。次に、検討小委員会の議事録の公開につ
いて意見を伺います。これは、労働者側いかがですか。

木戸委員

要旨のみで、例年どおりでお願いします。

池田委員長

使用者側は、いかがですか。

梶原委員

はい、同じで。

池田委員長

それでは、議事録は非公開とし、議事要旨のみを公開することとします。

では、議題の(1)特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無について、これにつ
きましては、7月1日に開催した第495回本審において、労働者側から提出された7業種にか
かる特定最低賃金の改正の申出書、それから1業種にかかる特定最低賃金の新設決定の申出書を

踏まえ、労働局長より特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてと、愛知県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無についての諮問がされております。

諮問を受けまして、本日本審において検討小委員会で検討する、とされたところです。御協力を委員の皆様、よろしくお願いします。

それではたくさんの資料がございますので、事務局から説明をお願いします。

高橋主任賃金指導官

賃金課の高橋です。

特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無について審議していただくにあたり、次第の後ろに綴っています、関係資料No. 2からNo. 4の説明をさせていただきます。

まず、特定最低賃金の改正につきましては、日本労働組合総連合会愛知県連合会から、本年の2月27日に愛知県特定最低賃金7業種につきまして意向表明がございました。

7業種とは、13ページの資料No. 4を見ていただきますと、最低賃金引上げ状況等の推移の表に、特定最賃9業種が記載されています、

特定最低賃金欄の一番上、「染色整理業」から「自動車（新車）小売業」までの7業種になります。

6月25日及び26日に、同連合会より、この7業種について、特定最低賃金改正の申出書が提出され、2ページの資料No. 2はその申出を取りまとめたものです。

資料No. 2の表を御覧いただきますと、表の左側に産業分類名で特賃の改正7業種と、この後説明します新設決定の申出の百貨店、総合スーパーを示しています。表の左から、3列目、①の申出ケース欄のとおり、全て労働協約ケースによる申出となっています。

④から⑩欄の「申出の合意労働者数等」の数字は、提出された申出書を基に集計したものです。

なお、申出労働組合の状況は、資料の3ページから11ページに業種ごとに取りまとめられています。

2ページ資料No. 2の一覧表の黄色で示した⑩の合意比率をみていただきますと、労働協約の適用を受ける労働者の比率となっています。これによって、改正申出のあった7業種共に労働協約ケースでの「一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のもの」を含む労働協約としています。

また、⑪欄は提出された申出書において、最も低い協約額を示しており、⑫欄は、現在の特定最低賃金額を示しています。括弧書きは地賃埋没のため、地賃の金額としています。

「労働協約ケースにおける特定最賃の決定は関係労使が合意した協約額を基礎とし、これを上回る決定はできないこと」としていますので、金額審議においては、この⑪欄の金額が上限となります。よって、引上げ額としては、ピンクの差額欄に記載の金額が上限になります。

なお、特定最賃の改正にあたりましては、最低賃金法第16条により、地域別最低賃金額を上回るものでなければならないとなっておりますので、「改正の必要性あり」とされた場合は、少なくとも地域別最低賃金額を上回らなければならないことも、申し添えさせていただきます。

2ページ資料No. 2の表の一番下の欄に新設決定の申出のありました「百貨店，総合スーパー」を記載しています。

改定と同様に、日本労働組合総連合会愛知県連合会から、本年の2月27日に意向表明があり、6月25日付けをもちまして申出を受理しています。

産業では「I561」となっています。本日の資料末尾の14ページに、参考としまして日本標準産業分類の資料を付けさせていただいています。中分類56の「各種商品小売業」の中の小分類561が、百貨店，総合スーパーとなっています。

労働協約ケースでの「一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね2分の1以上のもの」を含む労働協約となっております。

次に12ページの資料No. 3ですが、これは、最低賃金決定要覧より、特定最低賃金改定申出業種における事業場数、労働者数の推移を表したものです。

最後に資料No. 4につきましては、最低賃金引上状況等の推移で、平成22年度から令和元年度までの地賃と特定最低賃金9業種の引き上げ額等の変遷です。

この表では読み取れない部分がありますが、自動車（新車）・同部品小売業は平成20年度以降、染色整理業は平成21年度以降、各種商品小売業は平成29年度以降、また、精密機械器具製造業では平成30年度から改定されておりません。この資料4の表で、網掛けになっている部分です。添付資料にかかる説明は以上です。

なお、第1回中央最低賃権審議会及び第2回目安に関する小委員会に提出された主要統計資料の提供がありましたので、本日配布させていただきました。この資料については、厚生労働省HPにも公表されております。

池田委員長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、御質問等ありましたらお願いします。

(特になし)

池田委員長

特にないので、今回の申出があった改正7業種、新設1業種について審議をします。個別の業種については、それぞれの審議過程で伺いますが、まずは申出された特定最低賃金全体についての御意見があれば伺おうと思います。労働者側委員から、お願いします。

中塚委員

今回特定最低賃金で、産業別の最低賃金ですが、これまでと必要性については変わりありません。産業の公正競争を担保するという。また、同一作業内における労働組合内企業でしたり、有期・短時間労働者を含めて枠を超えた産業別の労働者決定システムという位置づけでもありますので、地域の産業で働く労働者の安心・安定に重要なものだと認識しています。

また、先ほど事務局から御説明もありましたが、今回8業種ということで提出させていただきました。特に労働協約ケースということで、7業種につきましては3分の1以上の改正とい

う数字で出ささせていただきましたし、新設というかたちで2分の1以上でも労働協約ケースで申出をさせていただきました。これらを含めて現行の最低賃金より高い賃金で基幹的労働者が働いているという実態でもありますので、これを含めて最低賃金の役割、趣旨からすれば8業種とも必要性としては非常に高いと考えていますので、是非とも御審議を進めていただければと思っています。

池田委員長

続きまして、使用者側いかがでしょう。

梶原委員

使用者側としては、特定最賃そのものについてはこれまでも主張しているとおおり、二階建ての部分については必要性を感じていないというのが正直なところだと思います。そうはいつても、この業種について必要性あり、新設というような提案をされていますので、それについてはきちんと真摯に議論したうえで判断をするというようなかたちで進めていきたいと思っています。

池田委員長

ありがとうございました。それでは、今後の審議の進め方について確認をします。

資料のNo.4を参考としてください。昨年は地賃改定額を上回ると見込まれる業種、地賃の改定額未済となる可能性がある業種、そして現在地賃に埋没している業種のグループ分けを行い、審議を進めました。

本年度は加えて「百貨店、総合スーパー」の新設の必要性も審議することになります。本年度の進め方としていかがでしょうか。ご意見があれば伺いますが、今年度新設決定の必要性について諮問がありました。この点について先に審議を進めるのはいかがでしょうか。労働者側いかがですか。

使用者側いかがですか。

梶原委員

そうですね。進め方はそれでいいかと思えますけれども。

あまり僕がいうことじゃないと思うのですが、連合さんから提案いただいている内容というのはどうしたらいいのですか。前回の連絡会議が流れたので、連合さんとしても特定最賃に対する労働側委員としての特定最賃に対する御意見をいただいているのですけれども。それはそれとして、今年是我々としてはどう扱っていいのか。一応聞きましたという扱いで、基本的には去年までと同じやり方をさせてもらえばいいのか、そこら辺をどうさせてもらえばいいのですか。というようなところで、いやべつにそれでいいよということなら申し合わせどおり進めさせていきたいと思えますし、そこらへんはどう考えればいいかですね。せっかく提案いただいているものをこのまま宙ぶらりんのままで、僕がいうのも変ですけども。

池田委員長

労働者側は今の梶原委員の御発言をお判りになりますか。

木戸委員

理解は、はいわかっていますし、ただ去年までの段階で地賃が23%、20円を超えるような大きな数字で上がっていくということが予想されている状況の中で、審議をスムーズに進めるために、目安が出た後審議するものと、その前の段階であるものというかたちで分けて審議するという事は、審議のスムーズな進行のためには理解するものの、一つ一つ消していくことではないということを労側として主張させていただいていますので、となると今年地賃の状況からすれば、去年とは風向きが違うのではないかなと労側として考えています。

もともと発生したのは、地賃がたくさん上がるという状況の中で、埋没が予想されるところでどう審議をすすめていくかがスタートだったと判断しますので、今年一度仕切り直しをしていただければいいかと思えます。

池田委員長

見直しというのはどういふのですか。

木戸委員

すべて、その前の段階では、この場でどういうふうに進めていくんだというところを決めていただければいいのかなと。

梶原委員

今のお話でしたら7業種プラス1の8業種は、その御意見では、こちらとしては一つ一つすべて審議をするというかたちじゃないとおかしいなと思っています。

つまり埋没しないものについては、去年まではスルー、審議なしにやっていたけれども、労側の皆さんの御意見と去年は状況が違う仕切り直しだというのなら、そこも含めて各業種について本当に必要性が有りなのか無しなのか、それを一つ一つやるべきだと思います。

重田委員

よろしいでしょうか。今年から初めてこの検討小委員会に参加していますので、過去の流れを無視した発言をするかもしれませんが、過去の経緯や審議の流れは公労使で作り上げてきたものなので、それ自体を否定する気は全くないのですが、ただ傍で見ていた立場としては、グループ分けすること自体全く否定しませんが、ルールとして2年連続して埋没したら自動的に停止とか、そういう進め方は本来の特賃の決め方とは違っているのではと去年までは感じていました。また、私、立場上労働組合の集まりで電機連合とか、金属労協の集まりで全国組織の会議に出たときに、なんか愛知モデルって変じゃないというかたちで、2年埋没したら消えていくみたいな、結構揶揄されてしまって、それが全国の特賃の審議に、愛知のやり方というのは悪影響をあたえていく

のではと危惧しています。審議の進め方と具体的な決め方というのは、この場で話し合っていないかなという点では梶原委員の御意見と一緒かなと思っています。

梶原委員

我々は回数にこだわっているわけではなくて、埋没するという事実に対して言っているわけであって、埋没した事実があることに対して、労側の皆さんのほうからその埋没した業種に対して必要性がこうこうこういう場合があるのだよという理由を、我々が納得できないから、必要性なしと言っているわけであって、それと同じことが2回続けばもうそれ以上何があるのですかというようなことで否定をしているだけであって、別に数ありきの話ではない。

そこは誤解されていると思うので、理解をしていただきたい点ではあります。だから数字だけが独り歩きしているというのが僕の印象です。だから、我々は過去のやつを見てもらえばいいのですけれども、必要性なしというようなものに対して、今年度改めてこの件は必要性ありというふうに労側の皆さんが考えるのでこれを審議してくださいというようなことがあれば、我々は端から否定せずに、わかりましたというようなことで、きちんとその場で議論をして、その結果去年と何も変わらないような主張というようなことだから、じゃあ今年も、うーん認められないねと言っているだけの話であって、別に2回でも3回でもいいのですよ、それは。

ただそこを誤解してほしくない。だから数字だけがなにか独り歩きしているのじゃないかなと。問題の本質は、数じゃなくて必要性が有りか無しかをきちんと我々が理解できるかできないかだけの問題なのです。そこだと思いますよ。

重田委員

いろいろな過去の議事録を見ていると、結局使用者側の特質の必要性なしという大前提の中で決まっているので、今おっしゃられたことはごもつともなのですけれども、まず先にそれありきのような議論が過去おこなわれてきたのかなと、客観的に傍で見ていた分には感じていました。

梶原委員

そこが誤解じゃないですか。ここの議論はずっと毎回毎年してきましたので、端から否定していないはずで、その2回のルールというのは、あえてそういう言い方をしますけれども、別にこちらが勝手に作ったわけではないです。作った際には当然連合さんと労使協議会というのを開いて、公益さんはいなかったけれども、それはここで正式に承認をいただいて、特定最賃の考え方について整理をしましょうというようなことを、審議会のところでは我々のほうから提案をして、その一定の考え方を作り上げるためには労使で協議をしましょう、その労使の協議のできた結果がある意味2回ルールなものですから、我々が勝手にこういうふうにやりますと提示してやったものではありません。

その間にも労側の意見も当然加味しながら、当然公益の先生の指示、アドバイスもいただきながら作り上げたものですから、別に我々が勝手に作ったものではないです。

で、提案の仕方としてたまたま使用者側の考え方という表題をつけたがりますけれども、それは我々からしたら労側の皆さんの立場に配慮しただけであって、別に労使協議の結果こうなりま

したと表題をつければよかったですよ。それを労側の皆さんの立場もあろうからということで、あくまでも使用者側の考え方という出し方をしただけでありますので、そこらへんを担当が変わられていらっしゃると思いますので経緯を理解できない面があるかもしれませんが、それが当時のそれが出来上がった経緯です。

半年間かけて何回も話し合いましたし、最終的にこれだけだというのに対しても、連合の委員の方にこれで提出するけどいいかと、これで僕が説明するけどいいかというようなことを何遍もやり取りした結果提案している内容です。

ですから、我々としてはある程度この場でコンセンサスを得られるものだと理解しています。それに対して、いやいや考え方を変えて全く違うやり方をやろうというのなら、それはそれで議論に乗りましょうという話です。

池田委員長

梶原委員の御発言について、そもそも2回埋没した場合にはどうかということではなく、そういう合意ができたのは連合との協議のうえであった。

また、結果がでたのは、使用者側として労働者側に配慮して、使用者側から、そういうまとめたものが、御提案が確認された。そのことについての認識と、それからそれはそれとして、今年の議論をどうするかという、この2点について今日の時点で労働者側はこうだという御意見があれば伺いますし、確認が必要だということであれば持ち帰って確認していただいてもかまわないと思います。いかがでしょう。

それか、3人の方の認識が違うといけないので一遍休憩をとって、ここでの御発言は議事要旨が残りますので休憩をとって、

中塚委員

一度持ち帰って確認します。

池田委員長

持ち帰って考えますか。じゃあ梶原委員から御発言がありました、連合との協議の上になつての審議のルール化というのは、設定当時諮られてきたのだということについての確認は、持ち帰って確認していただくことにします。

それではもう一遍改めて、今年の審議の、それももう一回検討してくるといふのならそれはそれで従いますし、一つ一つ検討するのだといふのか、そのあたりの審議の進め方、必要性の議論についていかがでしょうか。

関係なく引上げるとおっしゃるなら、それはそれで進めていきますし、それもあわせてということなら、全く新業種についての議論はちょっと別として、過去のそのほかの7業種については、すでに昨年までの議論はありますので、持ち帰られるといふのならこの点は次回ということにいたします。

中塚委員

新設に関しては、まさにおっしゃる通り、これまでの議論とはまるで別というか、初めて出さ
せていただいたものになるので、そこに関しては当然慎重にぜひとも御議論いただきたいと思っ
ていますし、労側としての基本的な考えということで示したなかでは、当然今までと状況が変わ
っていると木戸委員の発言もあったなかで、進め方に関してはある程度私たちと一緒に理解を示
しているところもありましたので、そういう項目を含めながら、またそこも持ち帰って間に合う
ものなのかちょっとあれなのですが。

池田委員長

では、ちょっとそれはペンディングということで。その2点を含めて、2点とも含めて次回に。
今御発言のありました百貨店、

中塚委員

または、すみません今から、

池田委員長

じゃ、いったん休会としてよろしいですか。協議のそれぞれの休憩の場があって事務局から
御案内ください。

村瀬課長補佐

労側は2階の監督課会議室です。使側は4階の小会議室です。

梶原委員

我々はいいです。我々は、考え方は別に何も変わっておりませんので。

岡田労働基準部長

こっちもこれだけのメンバーがそろっているので無駄に進行を中断したくないですが。

池田委員長

それでは、どれくらい時間を。20分ぐらい取っておけばいいですか。

中塚委員

はい、それまでには終わります。

池田委員長

では、2時半をめぐりということで。休会いたします。

(労側話合いにより休会)

池田委員長

それでは再開したいと思います。労働者委員の皆様の御協議整いましたでしょうか。中塚委員をお願いします。

中塚委員

貴重な時間をいただきありがとうございました。この3名で話し合いをさせていただきましたけれども、先ほど意見交換させていただいた中でも、改正ありきは考えていないというところも認識させていただき、それらを含みながら昨年同様の進め方で進めていただき、新設についてもそれにプラスしたグループ分けで進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

池田委員長

昨年同様と申しますのは、過去に1回埋没したものについては改めて、それを踏まえてということでもよろしいですか。一個一個つぶしていくというお考えを述べられた

中塚委員

一個一個つぶしていくかたちではなく、昨年と同じようなかたちのグループ分けをするということです。

池田委員長

グループ分けをするというかたちでもよろしいですか。

改めて冒頭に、新設の必要性について御意見を最初に伺おうと申し上げましたが、そこから始めてもよろしいですか。

それでは、新設決定の必要性について、百貨店と総合スーパーについて御意見を伺います。労働者側の御意見ををお願いします。

中塚委員

今回新設というかたちで出させていただきました百貨店、総合スーパーについてです。こちらは愛知県でも、商品販売の業種の求人募集の金額を見ても必要性があると御理解いただいているところです。現在このスーパー等は、同一労働同一賃金の観点からも、2020年度の産業におけるパートタイマーの一人当たり引上げ率等についても、引上げが2.75%で、前年から比べると非常に大きな引上げが出ていると産業の労働組合から聞いています。

さらに新型コロナウイルス感染拡大でも、業界でよく言われる日常生活を支えるエッセンシャルワーカーとして、この商品小売の皆さんが非常に頑張っていることも含めて、ぜひとも愛知県における特定最賃として新設の必要性を認めていただきたいと今回提出させていただきました。

池田委員長

他はよろしいですか。では、使用者側委員、百貨店、総合スーパーについていかがですか。

梶原委員

商品小売から百貨店をあえて抜き出して新設する理由はなんですか。

池田委員長

御質問がありましたので、中塚委員いかがですか。

中塚委員

今回特にこの百貨店を抜き出したのは、愛知県においてもこの百貨店，総合スーパーが支える産業として非常に重要な部分ということで、産業労働組合とも話したうえでの新設となったわけです。

また、パートタイムが多い産業でもありますが、その中でもこの愛知県における産業を支えていただいている人たちの働き甲斐を上げるためにも、ここに重点を置いて賃金の底上げ、また特定最賃としての在り方というところで、ぜひ新設のお願いをしたい。

今回の春闘におきましても、特にこの産業は人手不足が課題として挙げられています。それを含めながら、春闘でパートタイムの時給の引上げを、これは全国的にも春闘の結果として出ていますので、連合の集計におきまして時給の引上げが上がっている部分です。愛知県でも結果が出ていますので、必要性をふまえ、新設という意味で百貨店，総合スーパーを認めていただきたく出させていただきます。

池田委員長

一応今回はいただいているのですが、改めて御意見を伺います。

梶原委員

今改めて理由をおっしゃられていまして、パートさん労働者が増えていること、それから産業を支えている、それはその通りかもしれないけれども、僕が聞いているのは、なぜ百貨店なのですかということなんです。

ほかの商品小売りの一般商店のところだってパートさんはたくさんいるし、一生懸命仕事にまい進されているし、人手だって不足しているし、今おっしゃった理由はすべて百貨店ではなくって他の商品小売も当てはまるのじゃないですか。という点がもう少し差別化したお答えを言っていないと、百貨店だけ抜き出した理由にはならないのではないかと思います。

池田委員長

中塚委員他労働者委員の方、御意見、反論はございますか。

重田委員

より具体的に現場実態を伝えたいという思いがあるので、次においては、私たちから総合スーパーの参考人を出させていただきたいと思っていますので、その中でもまた意見交換をさせてい

ただければと思っています。

池田委員長

それでは次回参考人意見を予定してほしいということですが、今の時点で内容や時間について、おわかりであれば教えていただけますか。

中塚委員

参考人につきましては、総合スーパーから [REDACTED] を1名、時間としては15分から20分程度お願いしたいと思います。

池田委員長

使用者側いかがでしょうか。

梶原委員

はい、当然お話を伺って判断したいと思います。

池田委員長

その点については御了解いただいたということで、百貨店、総合スーパーにかかる新設決定の必要性の有無について、次回の検討小委員会で参考人の意見を伺うということで審議を継続することといたします。

それでは、その他の部分のグループ分けの議論について、今日の段階で特に伺っておく必要性がありましたら、労働者側、御意見がありましたら、そういったことも含めて、次回するのであれば次回にいたします。

重田委員

私がさっき申し上げたかったのは、効率的な審議の進め方というのは全く否定してはなくて、ただ開催ありきではないということ、この場で共有したいということは確認できたので、私としては問題ないと。

梶原委員

本来はグループ分けは後工程の問題であって、本来は特定最賃の考え方をどうするかということ、これをベースとして決めてから、そういう議論に入るのが本当だなと思うのですが、前段の2回ルール、あえて2回ルールと申し上げますけれども、そこらへんはそのまま我々としては踏襲させていただくという理解でよろしいですか。

けれども議論の統一化のためにグループ分けをして、具体的には埋没しないのは議論なしに最初から我々は認めますと。埋没して1回目までは議論なしに基本的には認めますと。

で、仮に2回埋没したら、そこできちんと参考人を呼ぶなり、意見を聞いて、そこで話し合いをして、議論をして決めていく、というふうですけれども、そこで理由がはっきりすれば認める

こともあるでしょうし、それはちょっと違うんだなと我々が判断したら認めないだけの話なので、だから本当はそこら辺の考え方をきちんと整理しないと、本当はグループ分けも本当はつながらない議論なのかなと個人的には思いますけれども。

重田委員

それが先ほどの、こちらで一回、ちょっと持ち帰らせてもらって、させていただきたいなと思っています。

池田委員長

それでは議論を続行したいと思います。次回の期日は7月20日午後1時半からとなっておりますが、各委員の方よろしいでしょうか。

最後に、議題2の(2)その他です。事務局の方からなにかございますか。

高橋主任賃金指導官

第2回の検討小委員会の場所は、2階の応接室になります。

中塚委員

染色整理業の参考人として [REDACTED] を参考人として呼びたいのですが、よろしいでしょうか。

池田委員長

時間はどれくらいを予定していますか。

中塚委員

20分程度を予定しています。

池田委員長

使用者側はいかがでしょうか。

梶原委員

はい。

池田委員長

では、使用者側も御了承いただけましたので、次回染色整理業についても参考人の意見を伺うことといたします。

では、他に双方から御意見がなければ、以上をもって本日の委員会は閉会といたします。御協力ありがとうございました。

(署名欄)

委員長

(池田委員長)

労働者側代表委員

(中塚委員)

使用者側代表委員

(梶原委員)

令和2年7月13日 第1回検討小委員会 議事録

愛知地方最低賃金審議会 第2回検討小委員会 議事録

令和2年7月20日(月)

午後1時30分～午後3時30分

愛知労働局 2階北大会議室

出席

- (公益代表委員) 池田委員長、服部副委員長、中山徳良委員、小野木委員
(労働者代表委員) 木戸委員、重田委員、中塚委員
(使用者代表委員) 梶原委員、澁谷委員、太箸委員
(事務局) 岡田労働基準部長、浅井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
村瀬課長補佐、久保賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬課長補佐

愛知地方最低賃金審議会第2回検討小委員会を開催します。本日は、公益代表の中山恵子委員が欠席です。なお、池田委員長は議事の進行によりますが、途中退席することがあると伺っており、その場合は服部委員長代理に以降の進行をお願いします。本日の配付資料は、会議次第に付けている資料と本日、労働者側委員から2部資料提出がありましたので、お配りしています。議事進行は池田委員長をお願いします。

池田委員長

第2回検討小委員会の審議を始めます。本日の議事録の署名は、労働者側 中塚委員、使用者側 梶原委員をお願いします。

それでは、議題(1)特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無についての審議に入ります。審議に入る前に、事務局から資料について説明して下さい。

高橋主任賃金指導官

本日の資料は、本年度の最低賃金に関する実態調査における結果を集計したのですが、まだ集計途中であり参考として御覧ください。

表の見方ですが、1ページ目の資料1-1は一番左の列が調査結果における労働者の時間当たりの所定内賃金額を階級別に示した欄です。その右の各欄における数値は当該金額以下の労働者数を累計で示しています。カッコ書きは全体に占めるその割合をパーセントにしたものです。例えば、全産業における合計数、左から2列目ですが一番低い915円以下の労働者数が8,407人となっています。赤い線を引いているところが最低賃金未滿となるラインです。そのまま、925円までの累計を見ると10,147人が累計で現在の愛知県最低賃金額未滿です。全体の合計が今のところ129万9620人ですので、カッコ内の数値が0.8パーセントですが、これが未滿率で現在、設定されている最低賃金額を下回る労働者の割合です。ま

た、愛知県最低賃金が926円から引上げられた場合、当該金額の右の欄の数値が改正後の最低賃金額を下回る労働者数と割合、影響率です。しかし、この表はあくまでも暫定値として御覧ください。

表は事業場の規模別、労働者の年齢別にも分けています。本日の資料は、5ページ以降の資料1-2から1-9まで、改定および新設決定の諮問業種についても同じく暫定のものを付けています。決定されている特定最低賃金額については青いラインで示しています。同様に見ていただければと思います。

池田委員長

事務局の説明について、何かご質問等がありますか。

(特になし)

池田委員長

第1回の検討小委員会では、新設決定の必要性の有無について諮問のあった、百貨店・総合スーパーの審議に入り、意見をお聞きする中で、労働者側より参考人招致の申し出があり、また、改正の必要性の有無について諮問のあった染色整理業についても参考人招致の申し出があり、合意されましたので、本日、意見を聞くこととしました。

本日の審議はまず、百貨店・総合スーパーについての参考人の意見等を聞き、新設決定の必要性の有無についての検討から入りたいと思いますがいかがでしょうか。

(労使ともに承認)

池田委員長

本日、労働者側及び使用者側から資料がありますか。あれば配付して下さい。

高橋主任賃金指導官

資料は労働者側から提出されており、すでに配付済です。

池田委員長

それでは、労働者側からの申し出により参考人として []
[] さんからの意見陳述を行います。事務局、[] さんを案内ください。

(百貨店・総合スーパー参考人入場)

池田委員長

本日は、本会議にお越しいただきありがとうございます。早速ですが、百貨店・総合スーパーの特定最低賃金の新設決定の必要性について、ご意見を伺いたいので、よろしくお願いします。

■ 参考人

私ども百貨店・総合スーパーで特定最低賃金を新設させていただきたい件ですが、お手元に資料として愛知県が発行しているパートの求人賃金&求職者希望賃金がありますが、その中の職業欄の商品販売の職業を見てください。平成31年と令和2年含めて求人募集の賃金と求人者の希望賃金に20円ほどの大きな差が出ています。今年の春闘は労使でキチンと話し合うことを重要と考えています。我々流通業で求人募集をかけても人が集まりません。業種別求人募集を見ると流通業は新聞や2020年度のリクルート情報を見ると11.4倍の倍率になっています。非常に不人気職種であることがわかります。社員でも、離職者が結構多く出ており昨年まで普通の自然退職・自己都合退職の方を合せて大体200人位が毎年辞めていましたが、ここ2、3年は前年の140%、330人が辞めており、採用も考えていかななくてはいけない事態となってきました。もちろんこれは社員だけでなく、パートの採用も同様であり、これらを話し合うことを今年の春闘の中心軸においていました。

そこで、今働いている人たちがどんな想いで仕事をしているのかを労働組合の中で把握するために、3000人近い方にアンケートを取りました。今どんなことに困っているかを質問したところ、賃金の引上げの取組みを労使できちんと話し合っ欲しいとの意見が全体の33.3%、自分たちの仕事や雇用を守ってほしいが21%、労働条件以外のパーセンテージでした。気になったのが、昨年から実施されている年休の5日義務化ができましたが、自分が取得したい日数の年休がとれるかをパートさんに聞いたところ、取りたい日数が取れた人は、60%くらいしかなく、4割くらいが自分の求める年休を取得できなかったとの回答であり、なぜ年休が取得できないかを尋ねたら周囲に迷惑をかけるとの回答でした。働いている職場が人手不足で、私が休むと周囲に迷惑をかけるから満足に取れないとの話でした。

この内容を労使で注視し事業の中でどのくらい人が足りないかを今回きちんと把握することにしました。パートの採用権は本社ではなく各店の店長が持っており、本社で何人不足しているか把握できてなかったのです。維持管理も含め不足人員を調査したところ、足りない人員は1592名でした。しかし今まで店舗では掲示板や店内放送やレジの前にパート募集をずうっとかけていたのです。だが人が集まらない。なんで人が集まらないかを店全部の採用時の時間給を調べたら、みんな最低賃金額と同じ金額を出していたのです。それだと隣の業種と違うのに、金額がそんなに変わらない。管理職側からすれば、店舗ですべてを決めなければいけないので賃金を上げれば自分たちの成績、店舗の利益達成度や自分たちの評価につながる。それが下がってしまうので中々上げることができない。これをきちっと上げるようにしなくてはいけない。本部で何かを作らなくてはいけないことから今回春闘の妥結案の中で最低賃金プラス20円を決めて各地採用に入ってもらいました。そして、5月末時点で、目標は1592人だったが1483人の採用ができました。

ここからは私の想いですが、産業としての流通業を見ると昔は人気のある業種だったかもしれませんが、今は汚い・臭い・クレームが多い、皆さんから評判が悪い業種です。働いている人の労働環境を悪化させないように人を充足させるようなことを産業として行い、流通の小売百貨のメンバーの中で産業として話し合いができる環境を作るべきではないか、今まで何の魅力が足りな

かったかをきちっと議論しあえるようにしていくべきだと思います、今回お願いしたということです。

池田委員長

ただいまの意見について、何かご質問などはありますか。

(特になし)

池田委員長

参考人はこれにて退席をお願いします。ありがとうございました。参考人はここで退席されますので、事務局で案内してください。

(百貨店・総合スーパー参考人退場)

池田委員長

参考人より、意見を聞きましたが、労使委員より改めて百貨店・総合スーパー新設決定の必要性についての意見を伺います。まず、労働者側委員から、お願いします。

中塚委員

先ほど、現場の実態も含めて話をいただいたところですが、百貨店・総合スーパーは私たちのライフラインを支える産業です。また百貨店・総合スーパーの中でもスーパーが販売額を伸ばしているという背景には、当然新型コロナウイルスの関係で外出の自粛なども増えてきたことも一つの要因だと思いますが、当然ながらここ数年自然災害でも私たちの生活物資を供給している、生活を支えている一つの業種であることを私たちは認識しています。感染症や私たちの命に係わる中で、社会を支えているエッセンシャルワーカーであり社会の機能を維持する意味でも危険を顧みず仕事をしていただいているところは皆さま認識されていると思っています。最前線で働いていただいている方たちがパートタイマーで最低賃金に近い金額で働いている実態、その努力含めてこの特定最低賃金の設定をしながら底上げ、さらには愛知県内の同じ業種に広げていくことが重要だと思っていますので、その点も含めて是非審議いただきたいと思っています。

池田委員長

続きまして、使用者側委員、お願いします。

梶原委員

参考人の話で、■■■■さんとしての実態はよくわかりました。■■■■さんは大手の話なので■■■■さんでの状況がああ状態であり、それより小さいところは大変だろうと理解はしました。話の中で小売りとかスーパーとかの業界・業種が不人気業種であり、だから人が集まらない。それを払拭するために最低賃金を上げなくてはならないとの話だったと思います。

が、我々はその疑問を感じています。産業として労働条件や労働環境の整備を行わなくてはならないことはそのとおりだと思いますが、人手を集めるために整備するのはこの産業だけではなく他の産業でも言えることであり賃金を上げることについて、先ほど労働市場のこの賃金が千いくらだと出ていますが、これはあくまで労働市場での話の賃金であり、これと最低賃金とは全く別物だと思っており、そのことを結びつけることは理解できません。これは労働市場なので労働条件、労働環境整備をするのは個々の会社の事情で他社より人を集めたいから賃金を上げる、それは企業の体力の中でできる範囲のことをやって自社の魅力を高めて人を集めることは個々の会社の事情に合わせてやらしてもらえばよい話なので、そこに最低賃金の概念を持ってくるのはおかしいと常日頃申し上げていることです。ここで話し合っているのはあくまで法で定める最低賃金ですので、どこの企業も等しくこの金額でなければならないのでそれ以上のお金を払って企業の魅力を高めて人を集めるのは企業で独自でやらしてもらえばいい話なので、ここの中の議論にはそぐわないのが意見、考え方です。これは従来どおり申し上げているとおりです。

太審委員

最低賃金の考え方と企業努力の労働環境の言葉もあったのですが、議論のベクトルが違うことは使用者側の共通認識です。

澁谷委員

どこの業種でも経営者はうまく回るように考えていることであって、最低賃金とその会社や業種の考え方は個々に考えなければならないことはいっぱいあると思います。ここにそのようなことを持ってくるのはどうかと思います。そうであれば、ここであらゆることを話し合わなければならない状態になってしまうのではと考えます。労働者と経営者は常に話し合うべきことは沢山ありそこで働く満足度というのは、賃金があり、環境整備もあり、人間関係、そこで働く働きがいなどいろんなものが全部含まれると思います。だから賃金のことはどこも抱えている問題で、特に今年は特に凄く大変な思いをしていることがいっぱいあると思います。だからその業種、その会社のことを労使で話し合っていくことをもう少し続けなければならないのだと思います。

池田委員長

使用者側からの意見について、労働者委員から反論やご意見ありますか。

重田委員

使用者側委員が言われるようにあらゆる産業のことを取り上げて議論する必要はないかと思いますが、労働者側の団体の中で見るといろんな産業がありますが百貨店・スーパーはこれらの中でも人数比率でいえばかなり高い比率を占めている業界です。その部分の実際に委員長として組織の中で働く過程で、もともと特定最低賃金はその産業全体を公正に発展させていこう、搾取で働かせるのではなくて全体の賃金水準を引上げることでその産業全体を盛り上げていこうとの主

旨で出来ていると思いますので、労働者側の目で見ても今年は特に労働界、連合愛知全体として百貨店・スーパーを法律で縛ることで産業としてもっと盛り立てていく必要があると判断し、今回申請させてもらったことをご理解いただきたい。

池田委員長

重田委員の意見について、使用者委員からご意見ありますか。

梶原委員

今の話は、百貨店・スーパーが公正競争上で問題になっていると聞こえますがそうですか。

重田委員

問題ではなく、法律に違反しているわけではないです。

梶原委員

いま、公正競争にさらされているからこの百貨店・総合スーパー産業が必要だとの発言だったと思いますが、だったら公正競争でなにか問題になっていることがあるのですか。

重田委員

先ほど参考人が言われたように人手不足の問題や最低賃金のこととか。

梶原委員

人手不足のことは公正競争とは全く別のも話です。ここでいう公正競争というのは賃金の引き下げや切下げがあって労働者に対して不利益があるかどうかの話が最賃の中でも公正競争の問題だと理解しています。違いますか。

重田委員

公正競争の専門的な用語の使い方が間違っていたかも知れません。業界としての盛り上げをやっていききたいとの話です。

池田委員長

それぞれのご意見が違うようで、現時点において合意が得られていないと思います。

梶原委員

重田委員や堀部参考人のご意見として、産業としての競争力がないから、端的に言えば不人気業種で競争力がないからその分を最低賃金で補完すべきだということですか。

重田委員

ザックリまとめるとそのような形です。

池田委員長

昨年は意向表明がなされ、参考人にご意見を伺うことはなかったように記憶しています。

木戸委員

去年は令和2年度特定最低賃金改正・新設決定に関しての申入れの内容等一覧表の去年バージョンで分かるように、この労働協約ケースでの最低金額が地賃より低かったまたは同等だったので新設に進まなかったと判断しています。今年には堀部参考人が報告したように労使でお互いに話し合いをして賃金を20円引上げ、51%の方が946円よりも高い金額で働いていると判断しています。ですから946円はその産業で働く労使がキチンとした話し合いの中で決定してきた数字だと思いますので、非常に重要視するべきだと考えています。

池田委員長

一旦、休会としてそれぞれのご意見を伺ってまた集約することとしたいと思います。それでは、休会とします。

(休 会)

池田委員長

それでは審議を再開します。労使委員より改めて意見を伺います。まず、労働者側委員から、お願いします。

中塚委員

先ほど、参考人からも発言いただいたところであり繰り返しになるかも知れませんが私達のライフラインを支える百貨店・総合スーパーの業種で働いている皆さんが危険を顧みず最前線で働きながら私たちの生活をしっかり守って維持していただいていることを踏まえて、この皆さんの命を懸けて働く労働者の努力に報いるためにも是非この特定最低賃金を設定することを、働いている皆さんにとっても重要なメッセージになると認識していますのでその点を含めて発言させていただきました。

池田委員長

使用者側は先ほど述べた意見に変わりはありませんか。

梶原委員

意見に変わりはありません。中塚委員が言われたことは、そのとおりだと思いますし否定をすることは全く考えていません。ただし、ここは最低賃金の審議の場であり繰り返しになりますが他にもライフラインを支えている愛知県のいろんな産業で働いている労働者がいる中で、何故百貨店・総合スーパーの人だけなのかが正直よくわからないところがあります。

池田委員長

梶原委員から使用者側としての意見がありました、さらに労働者側から補足意見ありますか。

木戸委員

梶原委員が言われることも理解できるのですが、去年申請がしっかりとできてなかったこと、また澁谷委員も言われたようにこの場で金額を決めることではないと思っています。最低賃金の法で守ってほしいと言っているのは、21、673人の労働者であり労働協約ケースで提出させていただき今年やっと申請ができたものです。是非使用者側の方も、この内容は労側だけが頑張ったわけではなく使用者側の皆さんも話し合いの中で決めてきたところですので、単一企業であるかも知れませんがこの努力は無駄にしてはいけないと思っています。繰り返しになりますが、ここでは金額を決めるところではないので、必要性ありとしていただければその当該の労使で話しあって金額をいくらにするのかはそこで決めるべきであると思っています。私たちが端から必要性があるので法律で守ってくれと言っているものに対し、必要ないと説明すればよいのか非常に苦慮するところですので今年いきなり新設が提出されて分かったとの結論にはならないかも知れませんが是非検討いただければと思います。

池田委員長

梶原委員、補足の意見おありですか。

梶原委員

今回労働者の半分ですか、2万数千の方の労働協約が出されたとのことでその重みは受け止めている訳であって、全く無視しているわけではありません。それはあくまで労働協約ケースで必要性ありか無しかを判断するための業種を設定するための要素であって必要性を判断するかしないかは別物だと思っています。全く無視はしませんが、あくまでこの業界が他業界と比べて何故特定最賃という優遇処置を取らなければいけないか、何故その業界の人だけを守らなくてはならないのか。というのは、労働協約の多さの数だけではなく、この問題とは別の問題として捉えているのでそこら辺は明らかにさせていただく必要があると思います。

もう少し言えばあくまでも労使協定が各企業の労使がその企業の経営状態とか労働条件とか諸々のことを、その労使が自社の中で責任を持って結んだ労使協定、それがずーっと積み重なって半分になったとしても、過半数を占めたからと言って残りの40何パーセントのところはそれがそのまま適用できるか、それは正直疑問に思っています。参考にはなるでしょうがそれはあくまで自社の中で決めるものであってここで他社が決めたからそのまま自分のところに適用できるかどうかは別問題だと理解しています。重みは感じていますが、適用できるかは別問題で適用できないと思っています。

池田委員長

改めてそれぞれのご意見を伺いましたが、意見の隔たりがあり、今後、審議を重ねても意見の

一致は難しいと考えますが他の公益委員の方のご意見はいかがですか。

(意見なし)

池田委員長

大変残念ですが、新設決定の必要性ありとすることはできませんので、百貨店・総合スーパーの新設決定については、必要性はなしということで整理することとします。

次に、特賃改正の必要性の有無についての審議に入ります。本日は労働者側の申し出により染色整理業における参考人招致を予定しています。第1回の検討小委員会では、地賃との埋没関係でのグループ分けの審議について、労使意見が一致していた部分があったように思います。このため、業種についてはそれぞれ検討しますが、現在地賃に埋没している染色整理業、精密機械器具製造業、電気機械器具製造業を一つのグループとして、審議していくことはいかがでしょう。労働者側いかがですか。

中塚委員

今、委員長からあったとおりです。前回、使用者側が示された決して回数ではなくその業種、業態の情勢を踏まえながら必要性を審議することは、意見交換の中で合わせていただいたところですので、それを含めて提示された進め方については問題ないと考えています。

池田委員長

3つの業種を一つのグループとして協議していくことはよろしいですか。

中塚委員

染色整理業、精密機械器具製造業、電気機械器具製造業の3つですね、はい。

池田委員長

使用者側はいかがですか。

梶原委員

去年必要性なしと認められなかった業種との理解ですか。

池田委員長

はい。

梶原委員

自動車小売りはどうしましょう。去年一度埋没して、今年地賃の引上げ状況ではもしかして2回目になるかもしれませんね。そうなる我々としても議論をしたいのでそこも地賃の状況を見

てからということで、別枠か今のグループに入れるか、あるいは審議をするグループに入れていただいた方がよろしいのかなと思います。

池田委員長

自動車小売りについては審議のグループに入れますか。

梶原委員

そうしていただきたいです。労働者側の委員の方はどうでしょうか。

池田委員長

労働者側いかがでしょうか。

重田委員

中賃が今日山場だと聞いているので、この場では何とも判断がつかない部分ですので、単純に入れ込んで4つの業種を、まずは一個ずつ判断することになるとは思いますが、他の3つと一緒にするのは判断しかねるのかと思います。

池田委員長

持ち帰って検討されるのですか。

重田委員

持ち帰るのではなく、まだ早いのではないかと思います。

池田委員長

わかりました。それでは取り敢えずご意見を伺いました。労働者側からの申し出がありました染色整理業の参考人としてお越しいただいた方から意見陳述を伺います。

(染色整理業参考人入場)

池田委員長

早速ですが、染色整理業における特定最低賃金の改正の必要性について、ご意見を伺いたと思います。

参考人

4点ほどまとめて話をしたいと思います。

1点目は、染色整理業は専門性の高い経験や技術を要する産業であり、それがアルバイトと同じ地域別の最低賃金のセーフティネットと同様でよいということは甚だ理解できない。そもそも特定産業は、業績のみで判断するのではなく、愛知県が過去来、地域に根差した産業であって地

域固有の歴史・伝統・文化を継承している産業であり、それが染色整理業だと思います。繊維産業の将来性、人材確保のため、特定最低賃金の改正は必要であると申し上げたい。

2点目は特に尾張地域においては、古くから毛織物の産地として栄えてきました。皆様の資料にもありますが、経産省の平成30年工業統計調査を参照いただきたいですが愛知県が高いシェアを占める品目で、毛織物機械染色整理業は全国シェアで88.4%です。また、その他の紡績業も半分のシェアを超える状況にあります。いまだ多くの人がある地域で頑張っており、この毛織物産業を愛知県の地場産業として支えていることがこの資料を見ればお判りになると思います。しかし現状は人手不足で悩んでいるおり、そのような企業がたくさんあるのも事実です。その理由の一つに賃金が低いことがあげられます。染色整理業の今後の発展・技術の継承の観点からも特定最低賃金の改正は必要であると申し上げます。同じ資料になりますが全国の繊維産業製造品出荷額は3,800億円、これは全国第1位でそのシェアは10%を超えています。第2位は大阪府で2,700億円です。染色繊維産業はこの繊維産業製造品出荷の前段階作業としての産業であり、地場産業として健全な維持が必要でシェアについても理解していただきたい。

3点目は今回、最低賃金の改正の申し出、労働協約ケースで提出しましたが愛知県内では比較的水準の高い[]を除く労働者300人未満の中小企業労組6組合で改正の申し出をさせていただきました。時間給最低賃金額は単純平均で1,018円、加重平均額でも1,013円、単純最低協定額は1,001円であり、愛知県の最賃との差は75円もある。このことから特定最低賃金の改正が必要と申し上げたいと思います。

4点目は現場から聞いてきた内容ですが、染色整理業の技術は簡単に身につけません。長い年月が必要で、色一つとっても、ウールは動物由来でその毛に同じ色を付ける。考えてみても大変難しい作業で、その毛に同じ色を染め、リピート性を有する技術を持っている企業がこの愛知にはたくさんあります。しかし、環境的には水を使い、乾燥させるため熱を使い、職場は熱く環境改善を行っているもの大変厳しい職場環境になっています。そういった中、少しでも業種の賃金底上げをして人手不足解消・技術の伝承を是非とも考えて頂きたいと思っております。

池田委員長

ご意見ありがとうございました。

(染色整理業参考人退場)

池田委員長

ではここで、染色整理業の賃金改正決定の必要性の有無について 労使それぞれの側からご意見を伺います。まず、労働者側委員から、お願いします。

中塚委員

参考人から取り巻く情勢、現場の実態を含めて意見を述べさせていただきました。染色整理には専門性の高い技術を要する重要な業種ではありますが、それに加え近年、医療向けや自動車や他

産業など、マスクや衛生関係も含めて様々なところでこの産業が生活を支える重要な位置づけにあると思っています。それらを含め愛知県がシェア 1 位との発言もありましたが、その技術を守るうえでも高齢化、後継者不足の問題含めてこの特定最低賃金の位置づけの中でこの産業が愛知県にとって重要な産業の一つであることを踏まえながらこの特定最低賃金の位置づけを、地域別最賃と同じ金額でよいのかを含めて前向きに審議願いたいと思います。

池田委員長

続きまして、使用者側委員、お願いします。

梶原委員

参考人の方からの話にありましたが染色整理産業は愛知県にとって地場産業であり、歴史があり非常に重要な産業であることは承知していますし、その点について否定するつもりは全くありません。ただ、特定最賃として必要性があるかどうかと考えた場合に、10年くらいずっと申し出がありましたが、その都度必要性なしとの結論になっており、それが続いている中で今日話を伺った感じではこれまでの主張となんら変わらないのが率直な感想です。今回の主張が従来と変わらず、認められなかったことに対し同じ主張をされても現実難しいのではと思っています。今年これまでとは違うのだ、業界としてなぜ必要なのかをこれまでと違う何かの視点でご説明をいただければその点を検討の上判断したいと考えます。

池田委員長

染色整理業の賃金改正決定の必要性の有無について 労使それぞれから意見を伺いましたが、この時点では意見の一致は見られませんので、後ほど改めての審議とします。

池田委員長

次に、精密機械器具製造業の賃金改正決定の必要性の有無について 労使の意見を伺います。まず、労働者側委員から、お願いします。

中塚委員

精密機械器具製造業はこれまで地域別最低賃金と同額の水準を続けていた実態です。しかし、そこで働く労働者の生活の安心・安定や精密機械業種の中での働く魅力が確保できないとの意見が各労働組合からいただいているところです。一方、精密機械の特定最低賃金の設定がされている各都道府県では、この間公労使の話し合いの中でその水準がしっかりと上げられてきているところをみると地域内での産業・魅力・その実行力がそれぞれその都道府県では進められているところです。特に愛知県では輸送機器や電気機器といった産業と比較して、企業規模では他産業と比べて大手に負けてしまい人材確保が非常に苦労している部分です。将来的には企業の存続にも非常に大きく関わる部分ですのでこの産業の魅力を維持し競争力を高めていくこと、その源でもある人材の確保に向けてこの特定最低賃金の引上げ、そして必要性を是非認めていただきたい。

精密は人体・医療現場でも使われ、私達の命を守る重要な役割を果たしている産業でもあり、その点も含めこのモノづくり愛知を支えている産業として是非とも認めていただきたいところです。

池田委員長

使用者側委員、いかがでしょうか。

梶原委員

意見は他の産業でも申し上げていることと同じです。過去認められなかった内容と主張が同じである気がしますので何か違う点があればと思います。

池田委員長

精密機械器具製造業の賃金改正決定の必要性の有無についても、それぞれからご意見を伺いましたが、この時点では意見の一致は見られませんので、後ほど改めての審議とします。

池田委員長

次に、電気機械器具製造業の賃金改正決定の必要性の有無について 労使のご意見を伺います。まず、労働者側委員から、お願いします。

重田委員

電気産業はすべての産業のモノづくりに関わっており、特に愛知県はモノづくりの県であり自動車、航空産業など主要産業が多々ありますが、電気産業は切っても切れないその一部になっています。実際、経産省が出している2019年工業統計速報では、平成29年、平成30年の電気機械器具製造業の出荷額が出ており、先ほどの染色整理業と同様、愛知県は2年連続日本一の出荷額になっています。自動車の陰に隠れているように見えますが電気産業の愛知県の位置付けはとても大きいことをまず理解いただきたい。去年電機は必要性なしとなってしまうのが今年ですが、はっきり申してこちら側の作戦ミスのこともあり、本来であれば去年私がこの場に出てこなければならなかったのですが電気関係者がこの場に選ばれなかったことがあり、今回は電機産業の必要性をこの場で申し入れたいことで今年私が委員として登録させていただくことになりました。また、電機産業は自動車産業でいえば電気自動車は今後、普及が見込まれますしIOTやAIなど今後の日本の未来を形作っていく産業において、電機産業は益々重要になることは委員の皆様にも改めていうまでのことではないと思っています。これが業界の状況です。

続けて電気の労働側について報告させていただきます。今年の春闘では企業内最低賃金の改定を労使で話し合い1,000円を上げて、164,000円の企業内最低賃金を電機各社は結んでいます。電機の労働時間は月155時間なのでこれを164,000円で割ると1時間当たりの最低賃金額が1,058円になります。実際、今回の申し出を各社出していますが、電気系で1,058円が多いのはそれが理由です。もう1点、電機産業の中の動きで去年までと違う話をしますと人手不足はどの産業も同じですが、人材確保の点で危機感を持っています。電機産業は、

歴史的に初任給が自動車や鉄鋼に比べ結構低い産業でした。それが最低賃金の差もあったのかと思いますが今年、最低賃金を1,000円上げたといいましたが電機各社はもっと危機感を持っており初任給の引上げにも力を入れました。労働者全体のベースアップは電機連合で1,000円の引上げ、最低賃金も1,000円ですが労使ともに危機感を持っており各社18歳の高卒初任給だとか22歳の大卒の初任給に関しては最低賃金全体のベースアップを上回る3,000円の引上げを行っています。これが今年の春闘で電機各社、大手が中心になってくると思いますがそのような危機感を持って初任給引上げに動いています。このような動きを労働協約ケースの率はあまり関係ないと使用者側の意見で出ましたが今年も電機は5割を超える65%の労働協約ケースでの申し入れを行っています。これはあくまで個々の労使で決めた率ですが我々ここに座っている3人の労働者側委員の使命はそれを未組織労働者、大手と中小との話になるかも知れませんが、個々に労使で労働条件を話し合えば良いかも知れませんが、大半の中小企業は労働組合がないところが圧倒的で、労使で話し合うといっても使用者側が力が強いのが現状かと思います。ですからここにいる3名は出身が比較的大きなところで恵まれた状況ではありますが、我々大手の決めた水準を未組織労働者の多い中小企業に波及させるのが役目であり、この労働協約ケース65%の高い水準が我々の意思の表れだのご理解いただければと思っています。また、他県と比べても愛知県の電気産業は日本一の出荷額にも関わらず同じ地域最賃がAランクである埼玉や千葉は951円であり、電機は昨年埋没したので地賃と同じ926円ですが、25円くらいの差があります。金額水準がどのくらいが妥当であるかは10月に行われる部会で決めていただければと思いますがその前に必要性ありとの土俵を作っていたいただきたいのが私の想いです。また、愛知県内の他の産業と比べても電機は鉄鋼、輸送、自動車小売りに比べても大幅に低い状況ですので改めて土俵を作っていたいただいて、愛知県の電気産業の水準のあるべき姿を話し合わせていただきたいと思っています。

池田委員長

それが労働者側の皆様の意見と伺ってよろしいですか。

(労働者側委員 同意)

池田委員長

使用者側委員、ご意見ございますか。

梶原委員

基本的には同じ意見ですが、仰っている意味はよく分かります。重要性は理解しています。そのことと最低賃金を設定する必要性の業種の差別化がはっきりとしない。ご説明の中にはなかったと理解しています。

池田委員長

それぞれからご意見を伺いましたが、この時点では意見の一致は見られませんでした。今まで伺った3業種ともに、大きな意見の隔たりがあるように思いますので、さらに審議を進めていき

ますが、なかなか難しいところがあるかも知れません。ここで一旦休会とし、個別の打ち合わせを提案します。いかがでしょうか。

(承認確認)

池田委員長

それでは、いったん休会としますが、私は所用があり退席します。今日の後半は服部委員長代理にお願いしたいと思います。

(休会) (池田委員長退席)

服部委員長代理

ここからは池田委員長を引き継いで、委員長代理の服部が進行を進めさせていただきます。では、全体会議を再開します。改めて、染色整理業、精密機械器具製造業、電気機器器具製造業の3業種の賃金改正決定の必要性について意見を伺います。まず、労働者側委員は先ほど述べられた意見に追加があればいただき、なければ従前の意見どおりとさせていただきますがいかがですか。

(労側委員意見なし)

服部委員長代理

従前の意見でよろしいでしょうか。使用者側委員のご意見をお願いします。

梶原委員

労働者側の意見で過去から重要性は認識しており先ほど述べたとおりです。特に電機のところで大手は初任給を3,000円上げられたとありましたが、我々も調査していますので承知はしています。確かに電機大手はベア相当分で1,000円から1,400円の回答をされていると出ており愛知県内企業、大手は大手として愛知県内の私ども会員企業でベースアップを実施した企業がどのくらいあるかの調査結果で、初任給は賃金構造上のベースアップでやるのは承知されていると思いますが、ベースアップをした企業は昨年対今年に対し20ポイントほど下がっています。去年が55%くらいで、今年が35%くらいの企業しかベースアップができていないことですので、確かに大手企業や余裕がある企業はベースアップの形で初任給の上げをされたかも知れませんが、それをもって中小企業、零細企業のところまで今回のことを波及させるの意味合いで中小企業に持ってくるのは非常に無理があるのではないかと考えています。そういった点も含めて労働協約という形で今回申請をされているのは承知していますが、今申し上げた理由で特定最賃として認めるのは難しいというのが我々の追加意見です。

服部委員長代理

この場で労使それぞれからご意見を伺いましたが、この3業種のいずれも意見の一致には至りませんでした。これまでの審議の内容から、労使の意見の隔たりは大きく、意見の一致は難しい

と思われます。全会一致に至らないと、必要性ありとすることはできません。

まず、染色整理業についてですが改正の必要性の有無については、必要性なしと判断することとします。続いて、精密機械器具製造業ですが、これも改正の必要性の有無については、必要性なしと判断することとします。最後に電気機器器具製造業についてですが、これも改正の必要性の有無については、必要性なしと判断することとします。

服部委員長代理

それから、整理の段階で使用者側梶原委員から、今の3つの業種のほかに自動車小売りも同じグループだと発言がありましたが、公益委員の方で判断した結果、これは次回目安が出た段階での3回目以降に審議した方がよいと考えますのでそれを今の3つのグループに入れることはやりませんのでご了解ください。

従って今の3業種染色整理業、精密機械器具製造業、電気機器器具製造業の改正の必要性の有無に関しては、必要性なしとして整理させていただきます。

以上、これまでの審議を再度繰り返して整理します。今回、第2回検討小委員会では、百貨店・総合スーパーの新設決定については必要性なしとしました。また、改正の有無については、染色整理業、精密機械器具製造業、電気機械器具製造業の3業種について審議し、いずれも必要性なしとしました。

次回、第3回検討小委員会では、現在、地賃額を上回っている鉄鋼業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業の4業種について審議に入っていくことにしたいと思います。

服部委員長代理

続きまして、議題（2）その他です。各委員、または事務局から、何か議事はありますか。

高橋主任賃金指導官

次回の第3回検討小委員会の開催は8月3日（月）午後1時30分より 会場は3階中会議室での予定となっています。

服部委員長代理

他にご意見等、ありますか。特にご意見等なければ、以上をもちまして本日の委員会は閉会します。皆様、本日はご苦勞様でした。

(署名欄)

委員長

(池田委員長)

労働者側代表委員

(中塚委員)

使用者側代表委員

(梶原委員)

令和2年7月20日 第2回検討小委員会 議事録

愛知地方最低賃金審議会 第3回検討小委員会議事録

令和2年8月3日(月)

午後1時30分～2時25分

名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

出席(公益代表委員) 池田委員長、服部委員長代理、中山(恵)委員、小野木委員
(労働者代表委員) 木戸委員、重田委員、中塚委員
(使用者代表委員) 梶原委員、澁谷委員、太箸委員
(事務局) 岡田労働基準部長、浅井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
村瀬課長補佐、丹下賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬課長補佐

ただ今より「愛知地方最低賃金審議会 第3回検討小委員会」を開催します。本日の委員の出欠状況ですが、公益委員の中山徳良委員がご都合により欠席と伺っています。なお、定足数は満たしていることをご報告いたします。

本日の配付資料ですが、会議次第とセットになったもの1部です。資料は後ほど事務局よりご説明いたします。

それでは以降の議事進行につきまして池田委員長、よろしくお願いいたします。

池田委員長

それでは第3回目の検討小委員会を開催いたします。

早速ですが、本日の議事録の署名については、労働者側 中塚委員、使用者側 梶原委員、お願いします。

(中塚委員、梶原委員 了承)

池田委員長

議事に入ります。労使から、資料の提出等はありませんか。よろしいですか。

(特になし)

池田委員長

それでは議題(1)愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてです。審議に入る前に事務局から本日の資料について説明をいただきます。

高橋主任賃金指導官

それでは、資料の説明をさせていただきます。

本日は、賃金実態調査に基づく総括表のうち鉄鋼業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業の4業種についてとりまとめたものを資料として付けさせていただきます。集計データをすべて入力した確定値となります。表の見方については、これまで説明させていただいたとおりですが、未満率となるラインは現在の特定最低賃金額のところ緑色の線で示しています。資料の説明は以上です

池田委員長

ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。

（ 特になし ）

池田委員長

特によろしいでしょうか。

本日第3回目の検討小委員会では、現在、地賃額を上回っている鉄鋼業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業の4業種について検討することとします。ただ今、説明した内容で、審議を進めるということによろしいでしょうか。

（ 労使ともに承認 ）

池田委員長

ご承認いただいたということで、本日はこの4業種についての必要性の審議に入りたいと思います。この4業種につきまして、参考人招致また意見書などのご用意はございますか。

（ 労使双方なし ）

池田委員長

ではまず、4業種についての改正決定の必要性の有無について、労使各側委員のご意見をお聞きしたいと思います。労側委員、いかがでしょうか

中塚委員

では、まず4業種の鉄鋼業についてです。様々な産業に対して素材を提供、供給している非常に重要な位置づけであるということです。この国の経済活動を根幹で支える重要な産業でもあります。愛知県の2019年の製造出荷額としては、製造業のみならず、それぞれの3業種にもかかわってくる部分だと思いますが、42年連続で全国1位という結果です。そしてこの鉄鋼につきましては、輸送機械に次ぐ2番目の水準ということです。この「ものづくり愛知」

を、ものづくり鉄鋼の産業が支えているという位置づけで、他産業と比べて優位性があると考えています。鉄鋼業を取り巻く環境としましては、米中貿易摩擦等があり、収益面では大きな影響があったところですが、現在、日銀の名古屋本部が発表されている東海三県の経済予測では、今後この製造業を中心に回復が見込まれると出ていますので、自動車関係を含めて、今後増産に転じると現場の声も直接聞いているところです。これらを含めて、鉄鋼産業についても生産活動は回復していくと見込まれているところです。その他の観点からも、優秀な人材の確保が非常に重要になってきています。鉄鋼産業については長期能力蓄積型産業ということで、人材を確保し定着を図ること、これが非常に重要になってくる産業です。魅力ある労働条件を構築して、優秀な人材の確保が求められているところです。また厳しい作業環境に見合う水準というところでは、この鉄鋼産業は、非常に熱い現場であったり、粉塵等の作業が多いという厳しい環境下であります。その厳しい環境下に見合った水準を確保していくことが重要だと思っていますので、これらを含めて鉄鋼産業の最低賃金については、必要性ありと是非とも認めていただければと思っています。

次にはん用についてです。こちらにつきましても、先ほどと被る部分が多くなってきますが、「ものづくり愛知」を支えている製造業のひとつの業種です。とりわけ愛知県の基幹産業のひとつである当該業種の特定最賃の引上げは労働者にとって重要な取り組みです。働きの価値に見合った水準として、「ものづくり愛知」においての製造業における特定最賃の引上げに向けて、このはん用についても提出いただいた資料を含めて、是非とも必要性について認めていただければと考えております。

次に輸送用機械です。こちらにつきましても、先ほどの2業種と被ってくる部分があります。製造業は日本をけん引する業種のひとつですし、愛知においても輸送用機械は1番の主要産業ということで、愛知を支える日本の産業の位置づけというところです。自動車産業は100年に1度の大変な変革期を迎えていますので、それらを含めると、優秀な人材の確保が非常に重要ですので、特定最賃の引上げ、そして産業の魅力を高めるということが求められている部分です。産業で働く人の安心・安定の確保を含めて、この最低賃金の引上げ、是非とも必要性を認めていただきたいと考えています。

次に自動車小売につきましても、現在新型コロナの影響で新車の販売が厳しい状況と聞いています。各メーカーの国内生産を支える新車小売としては、こういう状況だからこそ重要度が増してきているところです。特に愛知県においては、自動車産業で働く労働者が多いということでもありますので、この新車販売を支える裾野も広いということです。自動車保有台数も全国の中でも非常に多いということで、整備士においても他県以上に必要性が増しているということでもあります。近年の自動車につきましても、様々な技術が進んでいるということで、その複雑化、そしてそれに対する対応、これまでに必要としていなかったノウハウも必要になってきているということで、整備士の数のみならず優秀な人材の確保が求められているところです。それらを含めてこの自動車小売関係においても、提出した資料でも見てわかるように、今回の春闘では賃金の引上げが行われているところです。

これらのことを含めて、この4業種の必要性を是非とも認めていただきたいと考えています。以上です。

池田委員長

それでは、使用者側いかがでしょうか。

梶原委員

いま4業種について、基幹産業である、それから人材の確保、職場環境に見合った金額への引上げ、というようなところがすべての業種に共通したことかと受け止めております。今年度の必要性の審議についての進め方というか、やり方について、改めて確認をしたいというか、提案したいのですが、どういうことかという、地賃がここは関係ないといわれるかもしれませんが、地賃の状況がまだ出ていないという現時点では、特定最賃の業種について必要性ありか、なしか、という判断を、我々としてはできかねるというのが現状です。今ここで結論を出せと言われたら、必要性なしといわざるを得ないと思っています。理由は、地賃は我々としては、今年度引上げは難しいのではないかと主張をしているところですので、そちらとの整合性を考えますと、これまでの特定最賃の議論を振り返ってみますと、必要性ありと認めた瞬間に1円以上の引上げをする、というのがこの審議会の流れであって、そこが「0」になるということは有り得ない。仮にここで必要性ありと我々が申し上げた瞬間に1円以上、金額は別として有額の回答しか出ないような議論ができないということが見込まれますので、そういうことを考えると、地賃との議論の整合性を考えると、この段階では必要性なしと、ここで結論を出せと言うのであれば、そういわざるを得ないというのが現状の我々の考えです。以上です。

池田委員長

ありがとうございました。ただ今それぞれの意見を伺いましたけれども、意見の一致がみられませんでした。いったん休会として個別にお話を伺いたいと思います。

(休 会)

池田委員長

それでは、再開したいと思います。

それぞれのご意見を伺いましたけれども、地賃についても今日の段階でまだ協議中ということもあり、明日も引き続き議論される、全国的にそういう状況だということです。それも参考にしてこちらの議論も継続したいということになりました。

スケジュールのことも双方にお図りしましたらご賛同が得られましたので、第4回の検討小委員会という形で明日また継続するということとして、明日、8月4日、時間は当初の予定を変更させていただきまして、午後3時から、場所は3階共用中会議室ということでご予約いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(全委員承認)

池田委員長

それでは、議題（２）その他ですが、各委員の皆様、何かありましたらお願いします。

（ 特になし ）

池田委員長

それでは、事務局から何かありますか。

高橋主任賃金指導官

ありません。

池田委員長

それでは今日はここまでといたします。お疲れさまでした。

（ 署 名 欄 ）

委 員 長

（池田委員長）

労働者側代表委員

（中塚委員）

使用者側代表委員

（龍厚委員）

愛知地方最低賃金審議会 第4回検討小委員会議事録

令和2年8月4日(火)

午後2時55分～3時30分

名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

出席(公益代表委員) 池田委員長、服部委員長代理、中山(徳)委員、中山(恵)委員、
小野木委員
(労働者代表委員) 木戸委員、重田委員、中塚委員
(使用者代表委員) 梶原委員、澁谷委員、太箸委員
(事務局) 岡田労働基準部長、浅井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
村瀬課長補佐、丹下賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬課長補佐

ただ今より「愛知地方最低賃金審議会 第4回検討小委員会」を開催します。委員全員にご出席いただいておりますことをご報告いたします。

本日、特に配付資料はありませんので、これまで配付しました資料を参考にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは以降の議事進行につきまして池田委員長、よろしくお願いいたします。

池田委員長

それでは第4回検討小委員会の審議を始めます。

本日の議事録の署名については、労働者側 中塚委員、使用者側 梶原委員、お願いします。

(中塚委員、梶原委員 了承)

池田委員長

議事に入りますが、労使双方から、資料の提出等はありませんか。よろしいですか。

(特になし)

池田委員長

それでは議題(1)愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてです。

第3回検討小委員会で継続審議となっております鉄鋼業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車(新車)小売業の4業種の改正の必要性の有無について審議いたします。

これまでの全体的な経過の内容を含めて、ご審議をお願いいたします。

この4業種につきまして、改めて、労使各側委員のご意見を伺いたいと思います。労働側委員、いかがでしょうか。

中塚委員

各4業種につきまして、前回必要性については主張したとおりです。また、地賃の水準をみた中でも、この4業種については、その優位性を含めて必要性ありと、こちらとしては主張させていただきたいと考えています。以上です。

池田委員長

それでは、使用者側いかがでしょうか。

梶原委員

特定最賃の必要性ということですが、我々はかねて今年については最低賃金の引上げは必要ないと、「0」でお話しておりますので、現段階ではこれまでの主張どおり、改正の必要性がないと思っております。以上です。

池田委員長

改正の必要性がないということはわかるのですが。

梶原委員

前年どおりの金額でいいのではないかと、という意味です。

池田委員長

前年どおりの金額ということは、アップはないということ、必要性そのものがないということですか。それとも必要性はあるけれども、その上で金額を検討したら、それはもしかしたら0円ではないかということを含めてのご主張ですか。

梶原委員

今の段階では金額が「0」のままでいいということは、金額を改正する必要がないということですので、そもそも前年どおりの金額でいくということでもいいと思います。

池田委員長

今の必要性が4業種についてはないという意見というのは、どういう意味でおっしゃっているのですか。

梶原委員

改正の必要性がないという意見です。ですので、4業種を設定していただくのはいいですが、改

正することの必要性がないという、そういう意味です。ここでは特定最賃の4業種について、改正する必要があるかどうかという審議だと思しますので、金額を改正する必要性がないというのが我々の意見です。そういう意味です。

池田委員長

ただいま労使のご意見を伺いましたが、意見の一致がないと伺ってよろしいですか。では1度、休会として個別にお話を伺ったほうがよろしいかと思いますが。

重田委員

一言だけよろしいですか。

使側のおっしゃる立場もわかりますので、地域別最賃も1円という非常に少ない金額ということもあるし、コロナ禍ということも重々承知はしております。ただ池田委員長の取りまとめで、これまで従って労使グループで分かれながら審議し、途中で目安なしという例年にないことが起こりましたけれども、ただその流れは続いていると思います。目安なしの結果、今日の先ほど地賃の部会で1円という結果が出ましたので、0円ではなかったという結果はとても重たいと思っております。もし仮にこれが今年20円でしたということになったら、自動車(新車)小売は飲み込まれました、じゃあ自動車(新車)小売はどうしましょうかという議論になったと思うんですけども、今年は1円だったので、じゃあどの4業種も飲み込まれませんでしたね、だから今までどおり必要性ありとこの場では粛々とやっていきましょうという前提の信頼関係があるから、これまで電機だとか染色や精密について我々は従ってきたという認識があります。では1円だったら低いからダメだということであれば、2円だったらいいのか3円だったらいいのか5円だったらいいのか、という線引きをここでまた決めないとおかしな話になると思います。決められませんので、0円か1円かの差はとても重要ですので、1円上がったという事実のもとにこれまでの経緯を含めて、粛々と4業種は必要性ありと。実際の議論は10月に行われる産業別部会に一任するというのが筋かと思っております。以上です。

池田委員長

いかがですか。

梶原委員

おっしゃる意味はよくわかっています。それを踏まえて申し上げます。ですので、我々の当初の主張からいくと必要性がないと言っていますので、その辺をもう少し議論して決めていきたいという意味です。ただ単純にこれまでどおり粛々とスルー、イコール認めますということではなくて、地賃が1円上がるということも踏まえた上での議論をもう少ししましょうということです。

池田委員長

もう少し議論を。大体金額の議論は別として、前回までに百貨店と総合スーパーは除外とい

うことで、今日議題にしております4業種については、必要性については改正議論の必要性は認められた上で、議論するという事によろしいですか。

梶原委員

そういうことではありますけれども、今年度の地賃の状況がああいう状況でしたので、昨日も申し上げたのですが、特定最賃の金額そのものも、ある程度、地賃と連動、連動という言葉が正しいかわかりませんが、地賃の数字も見た上での金額審議ができるだけの方向性をここで確認した上で、必要性あるかないかを判断したいと、そういう意味です。

池田委員長

労働者側、いかがですか。

重田委員

そもそも、この特定最低賃金の金額改正決定の必要性の有無についてを託されている我々として、10月の話をこの場で確認する権限があるのかどうかを確認させていただきたいと思いません。

池田委員長

今の梶原委員のご意見は、地賃を1円しか上げるに至らなかったという実状を踏まえての議論を認識してほしいというご主旨で。

重田委員

ご意見として言われるのはごもっともだと思うので、それ自体は全く否定しないのですが、ただあくまでも決めるのは10月の産業別部会で、結果プラス1円で終わるかもしれませんが、それ自体可能性もあると思っていますし、そうなったとしても全く否定はしないんですけれども、この場でその方向性を決める権限は、この場にはないのではないですかということです。

池田委員長

いかがでしょうか。

梶原委員

そういう意見もよくわかります。今年はある程度、非常事態ということもありますので、そういったことも含めて考えないといけないのかなと、ある意味提案ですので、それを含めて議論をして、どうするのかというのをここで考えたいと、そういうことです。そうじゃないと9月で今の状況が変わるかという、なかなか見込めないところですので、そこで昨日も申し上げましたけれども、特定最賃の必要性があり、と認められた瞬間にプラス審議が当たり前のことでこれまでずっと来ているので、これがそもそもおかしいのではないかと。かねてからずっと、昨日今日から言っているのではなくて、何年も前から言っている話です。経済情勢が悪ければ

下げることもある、というような正しい議論をされたうえで上がってきたというのであれば理解できますけれども、地賃と同じですが、そういった議論をある程度きちんとされない中で必要性があるからイコール、プラス有額だというような議論をされてきたので、それがそもそもおかしいのではないかということなので、今回はこれまでと違う流れでもあるので、そういったことをもう一回確認した上で必要性ありかどうかを判断したい、という申し出です。

中山（恵）委員

よろしいですか。話をお聞きしていて、こういうことではないかと思うのですが。

私と中山先生は経済学ですので、元々の最低賃金の決まり方でも十分納得しているかというところとわからない部分もあるんですけど。多分、梶原委員がおっしゃっているのは、地賃が1円で先ほど決まったと伺いましたけれど、それでも使用者側としてはものごとく耐えがたきを耐えた結果だと思っますね。それで地賃が上がったから地賃よりもいい印象を保つために、絶対にこの4業種をやるのが当たり前、というようになってきたんですけども、今年は非常事態で、もちろん今よりも秋になったら、さらに来年になったら、余計経済状況は厳しくなると。だからいつものように、もちろん労働者側の方も十分ご配慮いただいていると思うのですが、優位性がということではなくて、ある程度、経営者側は必要性ありに臨むと、そこでもうプラスが決まるから相当な覚悟で臨まないと今年はいけないと思うので、そのあたりのことも考えて、いつもとは違った金額からスタートしてほしいということではないかと思うのですが。双方がお考えになって、いつものように、本当は地賃と特賃は別に考えなければいけないんですけども、やっぱり地賃がいくら、というのがすごい影響があって、そこで優位性、何パーセントとかの議論になるともう応じられないから、そうではなくて、ある程度お考え下さいね、そうしたら臨みますよということではないかと理解したんですが、いかがですか。

梶原委員

まあ、そういうことですね。

中山（恵）委員

それであれば、必要性ありということも致し方ないけれども、今日のみますよとおっしゃっているのではないかと思ったんですけども。いかがでしょう。

重田委員

よろしいですか。使側の言い分、特賃に対する不満、考え方については重々承知しておりますけれども、いま梶原委員がおっしゃられたことは使側の立場からしてみればごもっともですけれども、必要性ありイコール原則としてプラス1円以上の議論になるというのは、ある程度、上のほうで決まっている話であって、地賃が0円でないという事実を見てほしくて、梶原委員がおっしゃっていることは基本的には地方で議論するテーマを超えている内容かと思っています。この場で使用者側としてそれを話し合いに応じてほしいといわれても、こちらは正直、答えようがないということですね。必要性ありで0円を認めるかどうか、法的にどうなっているかわかりませんが、その辺

も踏まえて、この際でいいと言ったら、それは法律ではダメと言われてもいいとなるのか、ということも踏まえて全くわからないし、いいとしても、こちらの3人にそれを言える権限もないですし。

梶原委員

そういうことではないです。法的には地賃より1円上回ればいいということなので、引上げ幅をきちんと考えてほしい。端的に言えば地賃が1円今年上がっているので、地賃以上の特定最賃の引上げというのはどうなのでしょう、ということを行っているわけで、その方向性のある程度出したうえで必要性ありとしないと、我々としては今まで通り、素通りでいいですよというわけにはいかないということを申し上げ、その議論を深めようといっているだけの話です。今年はいくまでも非常事態なので。

服部委員

梶原委員の意見は、この全体会議で労使がさっと必要性ありで一致したから、さっといくような素通りではなくて、個別協議を経てそこで使側の意見も我々公益も踏まえたうえで、それを経たうえて再度、使側の意見あるいはそれに対する労側の意見も我々公益委員が踏まえたうえで、最後全体会議で必要性あるやないで判断していただける、というような流れということによろしいでしょうか。

梶原委員

議論の進め方はそういう形でいいかと思います。全体で話し合えるのであればそれでいいですし、個別でということであれば、どちらでもいいですが、まずは個別セッションしてそこで意見を調整したうえで最終的に、というようなことでもいいです。進め方はどちらでもいいですけれども。

池田委員長

権限の問題は別に置いておいて、必要性ありというように。

木田委員

条件つき必要性ありということをおっしゃりたいということですか。だったらいいよというようにすることですね。そういう理解でよろしいですか。

池田委員長

条件つきということをおっしゃられているわけではないです。

中山(恵)委員

条件付きではないですね。おそらく、憶測で申し訳ないです、違っていたら違うとおっしゃってください。

いつもみたいな態度では臨めないで、多分必要性ありと認めてくださると思うんですけども、その時にいつもみたいな議論ではなくて、こういう非常事態だということもお考えになって臨んでくださいねとおっしゃっているだけのことでないかと、私は推測しますが。

梶原委員

そういうことですが、その辺のところは、まあそうなんです。

重田委員

使側として意見を付託してくれる、労側が何かイエスをしないとイケないという。

池田委員長

そうではなくて、それぞれのご意見を伺いましたけれど、労側はもちろん必要性ありとお考えになって、その理由付けとして地賃が1円上がったんだと。梶原さんがおっしゃっているのは必要性があるかないかということについて、仮に必要性ありとしても地賃が1円上がったらず上がるんだとか、あるいは従来の議論としてここでは結構、特賃に関しては相当上げ幅としては大きな2桁台だったんですね。相当な金額から交渉がスタートするというのが秋のいつもの恒例なんですけれども、コロナの時代になって特に非常事態の今年に限っては、そういった実態も見た上で、実態に即した議論をしてほしいという意見表明と私は受けとめました。

重田委員

個人的には若干、混乱しているところがあり。

梶原委員

条件をつけたいのはやまやまですが、それはできないことはわかっているので、地賃がどういう経過をたどって1円と。その逆に重みを、有額だったという重みではなくて、1円という重みをすごく感じてほしいですね。地賃が有額ということは、2円、3円、4円、10円かもしれない、そういうのがあるかもしれませんが、今年の場合は1円というのがすごく我々としては重みをもって、もちろん有額というのもそうなんですけれども、その1円をすごく感じて特定最賃の引上げ幅、いくら上げるんだという議論をきちんと提案してほしいということです。そうでないと今までみたいに、有額回答を勝ち取ったんだから、10円でも20円でも上げるぞというような勢いでこられても、それは困りますよということです。そうすると来年以降、我々としても考えざるをえなくなるので、そこはお互いの信頼関係のもとに、節度をもった要求をしてほしいということです。そうでないと来年以降、我々としては無茶な要求をされるのであれば、最初のスタートの段階で必要性なしとせざるをえなくなるので、そんなことはしたくないので、ある程度地賃を見据えた特賃の引上げ幅も考えたうえで、来月以降の議論を臨んでほしい。そうでないと地賃のこの1円という意味がなくなってしまうので。

木田委員

おっしゃりたいことはよくわかりますが、これまでの審議の中でそういうことを一切考えずに労側が馬鹿高い金額をずっと出し続けてきたかと言われると、それはあくまで地賃の上げ幅に対していくらという形を出してきていると思っているんです。特に今回は、1円の重みも含めて、十分に考えて出してくれということはわからないでもないですが、今まで全く考えてなかったようなご発言というのが、ちょっと違うかなと思いましたので。

梶原委員

その点は訂正しますけれども、先ほど申し上げましたが、必要性ありとなった瞬間にプラスになるというのが当たり前だということが過去ずっと続けられてきて、それに対して使用者側、私だけでなくこれまでに、経済情勢が悪くなれば下がることもあるというようなことも踏まえた議論をしましょうと、かねてから申し上げてきたんですけれども、それが全くないがしろにされてきたという思いがあるので、経済情勢がどれだけ悪くてもプラスでいくというのは、そもそもおかしいと思っているので、そういったような議論の延長線にきているので、今回は非常事態でもあり、地賃の1円という重みをもう少し感じていただいて、議論に臨んでほしいということです。

重田委員

よろしいですか。おっしゃることは全く否定しませんが、ただ実際10月の部会になって、このメンバーが散り散りになるわけでもなく、別に約束をして臨むわけではないですが、最初の1回目はどうしてもお互いかなりかけ離れた要求をしてくると思います。労使の話し合いの中でかつ、公益の委員方の良識のある取りまとめで結果が決まっていきますので、労使だけでこれまで横暴な議論をして決めてきたのではなくて、公益の委員のご判断を仰ぎながら真摯に話してきました。私は今まで電機を一時期担当していましたので、そう感じています。公益の委員も残られますし、そこは梶原委員が心配されるような議論にはならないかと思っております。

梶原委員

公益の委員はきちんと対応されていると思うんですが、やはり失礼な言い方になるかもしれませんが、要求の段階で無茶な数字を出されると、結局どこかの段階で、足して2で割るような議論になりがちだったんですね、これまでは。なので、そうならないようにある程度、地賃を見据えた数字でお互いが最初から議論ができるのが望ましいのではないかと。それは地賃での今回の決定を踏まえてということで、最初から交渉事なので、最初から高く掲げとけ、我々からみたらマイナス10でいけと、最終的に足して2で割って10にするか、というような議論はやめましょうと。

池田委員長

公益委員としてもそれは聞き捨てならないので、足して2で割るような議論を公益委員が連動しているようなことは今までに1度もないと思いますし、指示においてもかつてフェローというような年も、横ばい、何も数字が出ないということも当然ありましたので、その時その時にそれぞれの

立場で臨んでいただいていると私は理解しています。

梶原委員がおっしゃったのは、使用者側としては地賃で今日決まった1円、プラス1円ということについては、使側の考え、そこへの1円の思いというか考え方についてご理解をいただきたい。それを踏まえて、この特賃の議論についても使側は臨みたいという意見表明をなさっているんだろうと理解しています。ただそれについての議論を今日したところで、今日は必要性の議論の段階ということで、ここまでにしていただくということによろしいでしょうか。

それぞれの思いといいますか、地賃が先ほどプラス1円に決まったことへの、それぞれの考え方、それぞれの見方、また論概につきましてはそれぞれの母体に持ち帰っていただいて、今後の課題かと思いますので、それはそれとして、今日議題になっています4業種については、議論の必要性があるという前提で、「0」なのか1円なのかもっと大幅な下げ幅かもわかりませんが、引き続き金額について議論を行うというということで、一致していただいたと理解いたしました。

それでは、労使の意見が必要性については、この4業種についてはあり、ということで確認させていただきます。

(労使双方承認)

池田委員長

第2回検討小委員会において、新設決定の必要性の有無について諮問のありました百貨店・総合スーパーについては決定の必要性ありとすることはできないとなりました。また、改正決定の必要性の有無について諮問のあった7業種のうち、染色整理業、精密機械器具製造業、電気機械器具製造業の3業種の賃金改正決定の必要性について、改正決定の必要性ありとすることはできないとしました。

つきましては、この合意内容を踏まえて本審への報告書の作成に入りたいと思います。事務局で報告書(案)の準備に入ってください。よろしいでしょうか。

(委員長が報告書(案)を確認)

池田委員長

報告書(案)を配付してください。

(報告書(案)を配付)

池田委員長

事務局で報告書(案)の読み上げをお願いしたいと思います。どちらから。

村瀬賃金指導官

では、7業種の改正決定の報告書から読み上げます。

(案)

令和 2 年 8 月 5 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 服部 一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会

検討小委員会

委員長 池田 桂子

愛知県の特定最低賃金(7業種)の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和2年7月1日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

別紙

愛知県の特定最低賃金（7業種）の改正決定の必要性の有無について

- 1 以下4件の最低賃金について、改正決定の必要性有りと認める。
 - (1) 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
 - (2) 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
 - (3) 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
 - (4) 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金

- 2 以下3件の最低賃金について、改正決定の必要性有りとすることはできない。
 - (1) 愛知県染色整理業最低賃金
 - (2) 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
 - (3) 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

村瀬賃金指導官

続きまして、新設にかかる報告書を読み上げます。

(案)

令和 2 年 8 月 5 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 服部 一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会

検討小委員会

委員長 池田 桂子

愛知県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 2 年 7 月 1 日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、「決定の必要性有りとすることはできない。」との結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

池田委員長

ただいまの報告書（案）につきまして、何かご意見はありますか。

(特になし)

池田委員長

両方とも、ご確認、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

(全委員承認)

池田委員長

特にないようですので、報告書（案）の 案 を削除し、当委員会の意見として、明日に開催

に予定の本審へ報告いたします。

議題（２）その他ですが、各委員の皆様、何かありますか。

（ 特になし ）

池田委員長

事務局から何か説明、連絡事項はありますか。

高橋主任賃金指導官

ありません。

池田委員長

特にご意見等ないようですので、以上をもちまして、本年度の愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の審議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

（ 署 名 欄 ）

委 員 長

（池田委員長）

労働者側代表委員

（中塚委員）

使用者側代表委員

（乾原委員）

令和2年8月4日 第4回検討小委員会 議事録